

10年後の9.11—「過防備国家」の誕生と 「日常生活リアリズム」の支配

湯 浅 成 大

はじめに

本稿の目的は、9.11以後の10年間でアメリカは変わったのか、変わったとすればどのように変わったのかを考察することにある。変わったかどうかを調べるためには、膨大かつ詳細な現地調査が必要であることはいうまでもないが、残念ながらそこまでの余裕は筆者にはない。そこで、9.11から10年たった2011年の9月に発行された有力雑誌の9.11特集を手掛かりに、10年間の変化について、リベラル、保守、そして国際政治学のリアリストがそれぞれどう考えているかを比較し、あわせて脱ブッシュ路線を掲げて当選したオバマ大統領が9.11以降のアメリカとどう向き合ったかを、キューバのグアンタナモにあるアメリカ海軍基地内の収容所（以下グアンタナモ収容所と表記）の閉鎖問題を題材に検証する。そして最後に冒頭に掲げた問いに答えていきたいと考えている。

1. リベラルの視点

本節では、リベラルの立場を代表する『ネーション』と『ニュー・リパブリック』に掲載された論考をいくつか紹介することで、リベラルが9.11以後の10年をどうとらえているかを検証する。両誌とも短いコラムやエッセイの形で多数の論考を載せているが、ここではその中で特に筆者の目を引いたものをいくつか紹介する。

(1) 失われた自由

まず『ネーション』の2011年9月11日号の9.11特集を取り上げる。まず「失われた10年」というタイトルの巻頭言をみる¹。そこでは失われた10年の意味として、世間的に語られているような新たな社会的連帯がアメリカに生み出されたことではなく、ブッシュ政権による恐怖政治が行われ、その結果多くの人命が失われて、莫大な戦費によって経済危機がもたらされたことが指摘されている。そしてこの10年間の教訓として以下の3点があげられている。

まず第1点として、アメリカの行った大規模な戦争は、テロとの戦いにとって適切なものではなかったということである。オサマ・ビン・ラディンの暗殺からわかったことは、彼の最後の隠れ家のパキスタンにあったことから明らかのように、重要なのはアフガニスタンでの戦争よりパキスタンの政治問題だったと論じている。第2点として、アルカイダは負けたがアメリカが勝ったわけではないということである。確かにアラブ世界ではアルカイダの過激なイスラム主義は支持されなかった。その代わりにアラブの若者は民主主義、仕事、正義を求めて立ち上がったが、それは彼らがアメリカの対テロ戦争を支持したことを意味しないと述べる。そして第3点として、テロリズムに対する防波堤として最も重要なものは、民主的体制や宗教的寛容というアメリカの伝統だと確認するが、それらはブッシュ政権以降の10年間においてないがしろにされてしまったと結んでいる。

次はジャーナリストのデヴィッド・シプラーによる「我々が失ってしまった市民的自由」という小論である²。シプラーは、ブッシュ大統領時代に強化された、憲法で認められている市民的自由の侵害は、オバマ政権の誕生後もほとんど改善されていないとまず述べる。愛国者法の見直しはなされず、テロ容疑者についても、大統領自身は通常の容疑者並みに取り扱おうという意思を持っていたにもかかわらずそれは実現せず、また権利侵害の疑いがあるさまざまな諜報収集活動も継続されたままだと指摘する。イラク戦争が一応収束に向かっても、国内における個人情報収集などは依然として続けら

れており、臨戦態勢はいまだ継続したままだと彼は述べる。そして最大の問題は、多くの人がそれでもしかたがないと思ってしまうようになることだとシプラーは警告する。

そしてシプラーは憲法上の権利侵害の例を列挙する。容疑者の車両にGPS追跡装置を無警告に装着することは、捜査や証拠物件の押収には正当な根拠が必要なことを定めた憲法修正第4条違反であり、軍事施設内に拘留中のテロ容疑者の扱いは、黙秘権を保証し正当な法の手続きを要求する修正第5条違反および証拠開示の公平性や公開裁判を定めた修正第6条違反だという。そして憲法上認められている市民的自由の擁護が本来のあり方から逸脱した場合は元に戻るのに時間がかかると彼は述べ、オサマ・ビン・ラディンが暗殺されたにもかかわらず、アメリカ中がテロの恐怖に取りつかれたままの現状では、あれほど熱狂的な支持を受けて登場したオバマ大統領であっても状況を元に戻すのは難しいだろうと彼は悲観的に予想する。そして最後に、オバマ大統領は登場するのが早すぎたのだろうかとしプラーは自問自答するのであった。

(2) 失われた日常

今度は『ニュー・リパブリック』2011年9月19日号の9.11特集を紹介したい。最初は作家ヒート・ハミルの「様変わりした世界」である³。彼はニューヨークに暮らす生活者として2001年9月12日の回想から話を始める。彼は9.11の翌日から人々が仕事に出かけた様子を描いたが、それは9.11の重さを正面から受け止めることができず、見せかけだけでも平常に戻りたいという人々の気持ちの表れではなかったと考える。そして9.11直後しばらくは人々の間で愛国心が高まり、人との間で絆が強く感じられるようになったと思われたのだが、一時的な興奮状態から覚めると、アフガニスタンの戦争もイラクの戦争も、どこか遠いところの戦争に感じられるようになり、世界貿易センタービルの跡地の再建問題も、ニューヨーカーを置き去りにして議論がなされているようだとの感想を述べる。結局ハミルからみ

れば9.11によって大きく変わったのはニューヨークではなくそれ以外の場所だったのだ。

次に、リベラルの側のややシニカルな思いを伝える評論家ローレンス・カプランの「恨み、ただそれだけ」を取り上げる⁴。カプランは、9.11の衝撃とは民主的処方箋にまつわる「まどろっこしさ」(democratic malaise)が吹っ飛ばされたことだという。民主的処方箋とは、フランシス・フクヤマが説いた「歴史の終わり」であるとか、クリントン政権期にもはやされたジョセフ・ナイなどによる「ソフト・パワー」の議論のことで、イデオロギー対決の積み重ねとしての歴史が終わった代わりに、いかに魅力的な社会のヴィジョンを提示できるかが冷戦後の課題となったという話である⁵。だが9.11の結果、保守派の評論家などによって、実は歴史は終わっていないという言説が広められた。戦うべき敵はこれからもいるというのである。そして、9.11は新しい歴史の出発点であり、アメリカは新しい国家目標に向かって突き進んで行かねばならないと保守派が声高に叫び始めるようになったとカプランは述べている⁶。

だがカプランに言わせると、この10年でアメリカ国民が、再び克服すべき対決の対象を見出したという意味で、歴史に改めて向き合ったわけではない。カプランによれば、9.11後の10年においては、通常の戦時につきもののアメリカ国民全般に広がる高揚感というのがあまり見られなかったという。確かに地方小都市から多くの若者が戦地に赴いたが、それは全体的にみれば例外的な現象だったのだ。

保守派のエリートたちは、対テロ戦争によって対決すべき対象の再発見(歴史との再会)と新しい国家的使命の創出をもくろんでいるようだが、普通のアメリカ人はイラクにおける戦争にそれだけの価値があるのかと醒めた感覚で見ているとカプランはいう。したがってイラク戦争は、アメリカ国民にとっては、自分たちが進んで対決すべき対象との戦争ではなかったとカプランは結論づける。

続いてもう1つ、いっそうシニカルな立場からリベラルの浮世離れた生

態を描いた、ローレンス・サマーズの「キャンパスの中のドタバタ劇」を紹介する⁷。サマーズをリベラルに分類できるかどうかは微妙なところかもしれないが、この小論執筆当時、彼はリベラルの牙城ともいわれるハーヴァード大学の学長であり、そういうサマーズが9.11後のキャンパスをどのようにみていたかは、9.11後のアメリカにおけるリベラルの居心地の悪さを逆の面から照射しているともいえるだろう。

サマーズは、まずハーヴァードの中には9.11への怒りをストレートに表明することがためられる雰囲気があったと指摘する。9.11直後にサマーズは、テロは決して許されない行為で、不寛容に対して寛容であってはならないという内容の声明を出そうとしたが、何人かの同僚からは声明中にある「加害者への怒り」とか、彼らに「打ち勝つ」といった表現はやめたほうがいいと言われたという。また翌年開催された全国学長会議の席上では、テロリストを輩出している国からの留学生に核技術をどの程度まで教えるべきか、テロリストの可能性のある要観察の学生がいる場合に大学は捜査に協力すべきかなどの問題が話し合われたのだが、そうした中で新しい形の危機が生じているのにもかかわらず、旧態依然の大学の自治の絶対性を説く主張が論じられていることに対しては、大きな違和感を覚えたと言っている。

だがサマーズに言わせると、学生の反応はまだまともだそうである。例えば、キャンパス内での変化として、ヴェトナム戦争以降ハーヴァードではある種タブー視されていた ROTC（予備役将校訓練団）プログラムの復活や公職志望の増加、あるいは国際関係全般（とりわけ中東）への関心の高まりをあげている。そして、これまで大学は学問と軍事・安全保障的な問題とのかわりに関して口をつぐんできたが、強さがなければ自由もないという教訓を改めてかみしめるべきだと彼は最後に結んでいる。

ここにあげた小論に共通する感覚（サマーズのものは多少趣が違うが）は、市民の立場で見ても知識人の立場で見ても、リベラルにとってイラク戦争（対テロ戦争）は自分たちの日常とはかけ離れたところで行われているというものである（この観点から見れば、サマーズはリベラルといえないだろ

う)。確かにリベラルの立場に立てば、イラク戦争（対テロ戦争）はブッシュ政権（あるいはネオコン）が勝手に暴走したもので、その結果本来必要のない市民的自由の侵害という、とばっちりを食わされたということになるのかもしれない。だがそこにはどこか、他人ごと感ともいべき傍観者の雰囲気が見られないわけでもない。その点についてはあとでもう一度検討する。

2. 保守の視点

一方保守系のオピニオン雑誌の代表である『ナショナル・インタレスト』には9.11の特集記事がなく、もう一つの保守系の雄『コメンタリー』が2011年9月号で、同誌のシニア・エディターであるエイブ・グリーンウォルドの「われわれがテロとの戦いで築きあげたもの」という単独の長文論説を載せている。以下本節では、グリーンウォルドの議論を紹介しながら、保守の側が9.11以後のアメリカをどうとらえていたか考察する⁸。

(1) 終わりの始まり？

まずグリーンウォルドは、オサマ・ビン・ラディン殺害は対テロ戦争の終わりの始まりかという問いを設定する。アメリカ国内には、今さらビン・ラディンを殺害しても大勢に影響があるわけでもないから、ビン・ラディン殺害はただのうっぶん晴らしにすぎないという感想も存在した。だがグリーンウォルドはその見解を一蹴する。グリーンウォルドによれば、そのようなお気楽なことを言われていられるのは、9.11以後の10年アメリカに対するテロ攻撃がなかったからで、10年間テロがなかったことこそブッシュ政権の対テロ政権の最大の功績だというのである。彼はブッシュ政権の自由拡大策は、イラクにおける国家建設から見て明らかなように成功だったと主張する。そして、いわゆる「アラブの春」といわれる独裁政権打倒を引き合いに出して、アラブ世界の民衆が立ち上がったのはアメリカに対してではなく独裁者に対してだといい、それもブッシュ政権の自由拡大策がアラブ世界の民

衆に受け入れられた結果だという。

要するに9.11は、アメリカがテロ組織という非政府集団との全面戦争に突入するきっかけになったという意味でアメリカ史上の大転換点であり、それゆえ国家間戦争の時代のやり方は有効性を失い、戦争に関するこれまでの議論は対テロ戦争に関しては無意味となったとグリーンウォルドは主張する。したがって、ビン・ラディンの死の意味は、アメリカが間違った戦争から手を引けるようになったということではなく、自信を失い不安感にさいなまれていたアメリカ社会の不健康な状態の終わりが始まったのだと彼はいい切るのである。

(2) 新しい脅威とどう向き合うか

1990年代冷戦が終焉したとき、ソヴィエトという敵が消滅したのだからこれで安全な世界が誕生したという考えが広く受け入れられたとグリーンウォルドはまず述べる。その結果、多くのアメリカ人はあらゆる軍事的イデオロギー的対立がなくなったと勘違いしてしまい、通商関係を拡大すれば独裁国家も変質していくだろうという楽観的な認識が国民の間に広まってしまったと彼はいう。しかしそれは完全に誤りだったことが9.11によって証明されたと彼は喝破する。しかも左派は、アメリカの一極支配にともなう傲慢さにテロの原因を求めるといふとんでもない誤りを犯したと彼は批判する。

そもそもアメリカのやり方が気に食わないからテロを仕掛けるというのは、アルカイダのような一部好戦的イスラム過激派の例外的主張のように思われているが、イスラム世界における反米感情はそれ以前から蓄積されたもので、テロ行為はイスラム世界の幅広い層に支持されているのだとグリーンウォルドは指摘する。だがその原因はアメリカに問題があるのではなく、イスラム世界の政治的自由の欠如に原因があると彼は主張する。したがって、イスラム世界全体に問題があるのだから、中東における民主化の拡大こそイスラム世界の人々をテロリストの主張から切り離す最上の策だというブッシュ大統領の政策を、彼は高く評価するのである。

ブッシュ大統領は、9.11以降ことあるごとにテロリストとテロ支援国家を区別しないと明言した。それは、独裁国家とテロリストの関係を重視してこなかった冷戦時代のドクトリンからの大転換を意味している。そしてそれは、中東の現状は独裁国家がテロリストを適当に利用しているのではなく、テロリストが自分たちの目的を達成するために国家を利用するという形での一体化が進行しているという認識に基づくグリーンウォルドはいう。まさに庇を貸して母屋を乗っ取られたのである。ではオサマ・ビン・ラディンの目的は何だったのだろうか？アメリカを中東に引っ張り込んでアメリカ軍の残忍さを世界に見せつけようとしたとか、アメリカはいざとなったら断固たる行動をとることを躊躇する「張子の虎」であることを示そうとしたとか、彼は複数の解釈を紹介するが、いずれにしてもビン・ラディンのもくろみは失敗したと彼は主張する。

ただアメリカも中東政策を最初からうまく進めたわけではない。最初のアフガニスタン戦でアメリカが失敗した点として、まずビン・ラディンを逃した点、次に適切な対ゲリラ戦略と国家建設プランを持っていなかったため、タリバン政権の息の根を止められなかったことをグリーンウォルドは指摘する。確かにブッシュ大統領は9.11が起きる以前は他国の国家建設へのコミットメントには積極的とはいえなかった⁹。だが国家建設こそ対テロ戦争成功への最大のカギだということをブッシュ大統領も徐々に認識するようになり、それがその後の対イラク政策などにプラスに反映されてきたと彼は考えている。

(3) 内なる戦い

対テロ戦争にはっきりとした光明が見えないころ、反ブッシュ派はさかんに政府批判を繰り返した。しかしながら国内での議論の流れは、反ブッシュ派にとって有利には展開しなかったとグリーンウォルドは説明する。反対派のいうとおりにして本当に自分の身を守るのかと疑いの目で見られたからである。例えば、グアantanamo収容所などにおけるテロ容疑者に対する

不当な拷問や尋問に対して、左派や主流メディアあるいは保守派の中でも政府による市民的自由の制限に強く反対するリバタリアンは強い不満を表明した。けれども多くの普通のアメリカ人は政府を支持したという。また連邦議会でも、愛国者法の採決を見ればわかるように、政府の反テロ政策には超党派の支持があったと彼は指摘する¹⁰。

そもそもアルカイダのメンバーは正規軍ではないのだからジュネーヴ条約の適用を受けないし、また彼らはただの刑事被告人とも違うのだから、捕虜や被告人の人権擁護の議論は適用する必要がないと彼は主張する。市民的自由の制限についても、電話盗聴も前からきちんとしていれば、9.11を防げたかもしれないと彼は政府を擁護する。そしてなんといっても、アメリカが10年間テロにさらされなかったことが、政府による市民的自由の侵害という左派の批判が的外れだという証拠だとグリーンウォルドはいう。それにグアンタナモ収容所を閉鎖すべきだと訴えたオバマ大統領自身がまだまだ収容所を閉鎖できないでいることが、何よりグアンタナモの有効性を示しているのだと彼は続ける。

(4) イラクこそ生命線

ブッシュ政権はテロリストとテロ支援国家の区別をしないという方針をとった。そしてイラク攻撃の最初の理由として、フセイン政権とアルカイダの結びつきをあげていた。だが両者の関係に確たる証拠が見いだせず、ブッシュ政権もイラク攻撃の根拠を大量破壊兵器保有に切り替えるようになった。そうなるど、そもそもフセイン政権とアルカイダは無関係ではないのかという疑問が湧きあがってくる。だがグリーンウォルドは、それはまちがいだと断言する。

グリーンウォルドはアルカイダの闘争宣言（1998）を引き合いに出してイラク問題の重要性を指摘する。この闘争宣言には彼らが反米姿勢をとる根拠が掲げられているが、それらはすべて湾岸戦争とイラクに関連しているという¹¹。したがって、ブッシュ・シニア大統領が伝統的な国境侵犯を行ったイ

ラクに対してとった抑制的な湾岸戦争時の行動（サウジアラビアなどアラブ諸国も容認している）も、アルカイダにとってはアメリカ・イスラエル連合軍によるムスリム攻撃の一環になるのだから、アルカイダとイラク問題は9.11以前から不可分であることは自明なのだと言彼は主張する。

イラクのフセイン政権という存在は、アメリカにとって「緊急かつ明白」な直接的脅威ではないかもしれない。したがって国際政治学のリアリスト的立場から見れば、ブッシュ大統領の「先制攻撃」論は攻撃の正当性を欠く議論のようにも見える。けれども脅威が明白な形をとるまで待っているのは対テロ戦争に勝てないとグリーンウォルドは強くいう¹²。加えてフセインの政権居座りそのものがそれまでの国際的合意に反しているため戦争は正当化できると彼は議論を展開する。そして最後にイラク戦争の意義としてグリーンウォルドは次の2点を指摘する。第1にアメリカはアルカイダに対していかなる犠牲を払っても戦う姿勢を見せて、アメリカは「張子の虎」ではないことをイスラム世界に示したこと、第2に初めてアラブ世界にムスリム自身による民主的体制を打ち立てたことである。そしてそのことが、後に続く「アラブの春」の呼び水になったと言彼はブッシュ大統領の対テロ政策を高く評価するのである。

(5) 次の10年にむけて

結論として、アメリカの対テロ戦争はまだ終わっていないと言グリーンウォルドはいう。アメリカによるフセイン政権打倒という衝撃によって、中東地域がようやく変動の兆しを見せ始めたという事実が、アメリカの取り組みがまだ始まったばかりだということを示していると彼は述べ、「アラブの春」を真の民主的体制の樹立へと導くためのアメリカのコミットメントは今後も必要だと主張する。またアフガニスタンでの戦いもまだ続いており、9.11のような大惨事を繰り返さないためにも、アメリカはタリバン復活を許してはならないと言彼はいう。冷戦後の唯一の超大国としての果実を享受できると思ったアメリカにとって、9.11後の10年という期間は長く苦しい時代で

あり、国民もできれば知らん顔をして通り過ぎたかっただと思っている。だが100年規模での聖戦を行っている勢力にとっては、10年という時間はほんの一瞬に過ぎない。したがって10年で一区切りついたなど思ってしまうのは、アメリカは9.11の悲劇をまた繰り返すことにもなりかねない。けれどもこの10年で対ゲリラ作戦や国家建設の手法など、アメリカはテロリストよりも多くのことを学び、国内においてはアメリカの体制こそ自由と安全を保障するものであることを改めて確認した。つまり対テロ戦争というコストを払い続けたことこそ「9.11後のアメリカにおける新しい国家建設」なのだと言は述べ、決して平和幻想にとらわれてはならないと結論づける。

以上紹介したグリーンウォルドの議論であるが、端的に言ってブッシュ政権の政策の全面的肯定である。確かに10年間アメリカ本土にイスラム過激派からのテロ攻撃がなかったことは、ブッシュ大統領支持の根拠になるかもしれない。だがブッシュ政権の対テロ政策とアラブの春を関連させる主張などのように、牽強付会な部分も少なくない。そしてグリーンウォルドもそうだが、保守派はポスト9.11の世界あるいはアメリカの望ましいあり方についての未来像を十分に提示できていない。これらの問題については改めて考察することにした。

3. 国際政治学（リアリスト）の視点

ここでは、保守・リベラルというイデオロギー立場からは一線を画す国際政治学（いわゆるリアリスト）の立場から見る9.11論として、『フォーリン・アフェアーズ』2011年9・10月号に掲載された、外交史学者メルヴィン・レフラーの「回想の9.11」をとりあげる¹³。

(1) アメリカ外交は変わっていない

メルヴィン・レフラーは、9.11でアメリカ外国の性質が変わったわけではないと論文の冒頭から強調する。確かに「対テロ戦争」の過程でアメリカは防衛費を激増させたと同時に軍事諜報能力を拡充させ、対テロ特殊作戦を

世界各地で実行し、多くの基地を新たに展開した。だが2002年の『国家安全保障戦略』(National Security Strategy)を見ればそれだけでないことがわかるという¹⁴。先制攻撃・単独主義・軍事的優越性の維持という面ばかりが注目されているが、それらに加えて、民主化の推進や自由貿易体制の維持と経済成長、同盟国間同士の結束や大国間協調なども2002年の『国家安全保障戦略』に書かれており、これらはすべてアメリカ外交の伝統の延長線上にあると彼は主張する。ではそれ以前のアメリカ外交と一線を画すという観点から見た9.11の意味は何かということ、9.11とは、それまで実は対外コミットメントに積極的ではなく、外交戦略を確定させることができなかったブッシュ政権に、明確な戦略をとることを促したきっかけだと彼はいうのである。

(2) 常に優位を求めて

レフラーは唐突ながら、朝鮮戦争のインパクトを9.11になぞらえる。朝鮮戦争直前の時期、トルーマン政権はソヴィエトの核開発成功に伴うアメリカの優位の喪失にうまく対処しかねていた。朝鮮戦争と同時期にアメリカ軍の大規模な軍備増強を提言したNSC68(国家安全保障会議文書68号)が起草されていたが、朝鮮戦争のショックをテコに当時のディーン・アチソン国務長官やポール・ニツツェ国務省政策企画室長を中心にその提言を実行に移し、アメリカのソヴィエトに対する優位を実現するためのグランドストラテジーを築き上げたのである。そしてブッシュ政権の高官たちも、9.11のショックを受けてアメリカの優位の維持と再構築に着手したのだと彼は述べる。アチソンやニツツェと同様にブッシュ政権の高官たちも、アメリカの生活様式を維持することが至上命題であり、国際社会における適切なパワーの配置と対外的な脅威の軽減こそがアメリカの自由を守るための死活的な重要性を持っていることを理解していたのだと彼は主張する。

もちろんイラク戦争(対テロ戦争)が、アメリカの優位の維持・再構築に対して、さまざまな方面から足を引っ張ったことは事実である。財政負担、

イラク弱体化に伴うイランの台頭、反米感情の増大とテロ活動の拡大などである。けれども失敗を後からあげつらうのは簡単だとレフラーは反論する。なんといってもその後の10年においてアルカイダなどのテロ組織にアメリカ本土を攻撃させていないし、リビアに大量破壊兵器を放棄させることに成功した。また中国やロシアの行動も抑制しているし、中東世界に民主化運動の波を起こした。したがってブッシュ政権の対テロ政策は、アメリカの優位の維持・再構築という観点からみて合格だと彼はいうのである。

(3) アメリカ外交の伝統

レフラーによれば、そもそも先制攻撃（予防戦争）はブッシュ政権の専売特許ではない。セオドア・ルーズヴェルト大統領によるモンロー・ドクトリンのルーズヴェルト・コロラリーやフランクリン・ルーズヴェルト大統領による第2次大戦戦線前の北大西洋への警戒水域拡大、あるいはケネディ政権下のキューバ・ミサイル危機における海上封鎖がそうであるし、ビル・クリントン大統領の安全保障指令の中にも先制攻撃という言葉が見られると彼は指摘する。そしてブッシュ政権は9.11後に軍備増強と軍事的優越の維持へと突き進んだといわれるが、それもアメリカが第二次大戦以来ずっとやってきたことであり、一見神がかったイデオロギー色の強いブッシュ大統領のレトリックも、イデオロギー色過剰という点では冷戦時代と大して変わらないと彼はいう。単独主義もジョージ・ワシントン大統領退任時の「告別演説」以来の伝統でとくに目新しいものではない。さらに、2002年の『国家安全保障戦略』において、先制攻撃や対テロ戦略の構築と並んで掲げられている、グローバルな経済成長、自由貿易の拡大、市場の開放などの目標は、ジョン・ヘイ国務長官が19世紀末に出した「門戸開放」、ウッドロウ・ウィルソン大統領の「14か条」、フランクリン・ルーズヴェルト大統領の「大西洋憲章」の系譜に連なるもので、このことから見てもブッシュ外交は決してアメリカ外交の伝統から逸脱するものではないと彼は主張する。

したがって、9.11のアメリカ外交の伝統への影響については過大視すべ

きではないとレフラーは重ねて強調する。もし9.11がアメリカ外交に影響を与えたものがあるとすれば、それはアメリカ政府の対外的な脅威認識の内容だと彼は述べる。すなわち、9.11以降は敵対国家に代わって非政府主体であるテロ組織やイスラム過激主義が、アメリカにとっての重大な脅威だと認識されるようになったという。そして彼らの脅威は明白かつ緊急のものではないかもしれないが、必要ならば国家間戦争の場合と同様に力行使しなければならないと彼は議論を締めくくっている。

いわゆるリアリストの立場というものは、あえて単純化していえば、外交というのは、歴史を超えていつでもどこでも同じであり、また同じでなくてはならないというものである。したがって、個々の事例に関する歴史的文脈の特殊性よりは、外交一般が持っている共通性を重視する傾向がある。確かにレフラーが指摘するように、単独主義もアメリカの軍事的優位の追求も、ブッシュ政権特有の問題ではないかもしれない。だが9.11以降のアメリカ外交の特徴を、それ以前からの連続面においてのみ強調することは、9.11の後に人々（特にアメリカの外部の人間）が感じているアメリカの変化を見落とす危険がある。この点に関しても再度検討する必要があるだろう。

4. オバマ大統領とグアンタナモ収容所

9.11とそれに続くアフガニスタン、イラクでの戦いはすべてブッシュ政権期に起こったものだった。しかし9.11後の10年間の最後の約4分の1はオバマ大統領の執政下に属する。では脱ブッシュを標榜して大統領に当選したオバマは、9.11後の最後の2年半でブッシュ時代の路線をどの程度方向転換できたのだろうか。ここではグアンタナモ収容所の閉鎖問題とそこでのテロ容疑者の取扱い問題に触れながら検証してみることにしたい。

(1) 閉鎖の決断

ブッシュ政権時代末期から非難的になっていた、グアンタナモ収容所におけるテロ容疑者の不当な取扱いと彼らに対する無期限拘留について、オバ

マは大統領候補の時から強く批判していた。そして大統領就任2日後の2009年1月22日に3つの行政命令を出した。第1のものは、グアンタナモ収容所の1年以内の閉鎖と、そこに収容されている容疑者の再審査および再審査期間における軍事法廷での審理の中止に関する決定である¹⁵。第2のものは、将来のテロリスト容疑者の扱いに関するタスクフォースの設置、第3のものは、CIAを含む連邦職員に対する、「2006年陸軍野戦マニュアル」に定められている以外の尋問手法の禁止である¹⁶。就任直後の発表というタイミングからみて、グアンタナモとテロ容疑者をめぐる問題を、オバマ大統領はいかに重視していたかということが推察できる。

これらの決定が必要だった理由について、彼は2009年5月21日の「国家安全保障に関する声明」で以下のように語っている¹⁷。大統領としての自分の使命はアメリカの安全を確保することだが、長期的な視点で考えると、それを最も確実に実現する方策はアメリカの基本的価値からふれないことだとオバマ大統領はいう。その価値とは「独立宣言」「合衆国憲法」「権利章典」に書かれてある内容であり、それはアメリカの自由と正義の根幹を構成し、こうした価値こそアメリカの安全保障上の最大の資産だと彼は主張する。こうした観点から見ると、9.11以後ブッシュ政権下で行われていたとされる不適切なテロ容疑者の取り扱い、たとえテロという見えない脅威におびえるまでもでない状況下であったとしても、アメリカ的価値に反することなので正さねばならないといい、以下の決定を正当化する。すなわち、いわゆる高度な尋問手法（enhanced interrogation technology）の禁止¹⁸、グアンタナモ収容所閉鎖、テロ容疑者の再審査と軍事法廷での審理中止である。

オバマ大統領にとって、これらはすべてアメリカの道徳性にかかわる問題なのであった。5月21日の演説の中でオバマ大統領は、高度な尋問手法を拒否する理由について、これは法の支配に反する行為で、テロ組織が新たな戦闘員を勧誘する際に、（いかにアメリカは残酷かということを示す）殺し文句になっていると説明する。グアンタナモ収容所についても同様で、そもそもグアンタナモに収容所に作られたのは、それが国外に位置するためにア

メリカの国内法に縛られずにすむと考えられたからだとは非難し、グアンタナモはいまやアメリカが自ら道徳の高潔さを食いつぶした結果としての信頼性喪失のシンボルで、信頼性の喪失こそがアメリカにとっての安全保障上の重大な脅威だと強調する。だからこそ、グアンタナモ収容所に容疑者を放置しておくのではなく、憲法上の権利のもとできちんと法の裁きを受けさせ、その必要がないものは出身国や（それが何らかの事情で難しい場合）第三国に送致すべきだといひ、その区分けのための容疑者の再審査が必要だとオバマは力説する¹⁹。

ではこれらの問題はオバマ大統領が望んだ方向で解決したのだろうか。全く逆であった。

(2) 連邦議会の猛反発

連邦議会、特に共和党議員は、オバマ大統領の決断に対して激しく反対した。グアンタナモに拘留中のテロ容疑者をアメリカ本土内に入れることは決して許さないというのである。その理由は、アメリカ本土にテロ容疑者が入国することで、改めてアメリカがテロリストの標的となり、深刻な安全保障上の脅威を招くというもので、アメリカ本土内に移送しての拘留継続も、アメリカ本土における刑事裁判も、彼らはすべて認めようとしなかった。そこで共和党議員たちは、2010年度国防予算授権法案の中にさまざまな修正条項を盛り込んで、大統領の行政命令を骨抜きにしようとした。例えば、グアンタナモ収容所の閉鎖にかかわる経費やテロ容疑者の移送にかかわる経費の支出を禁止しようとしたのである。

一方民主党議員の中には情動的にオバマ大統領を支持するものも少なくなく、アメリカ国内の通常の裁判所でのテロ容疑者の審理に前向きなものもいたが、民主党議員と政権とのコミュニケーション不足や包括的なテロ容疑者取扱いに関する新プランの不存在への不満もあって、体を張って大統領のために尽力しようとする動きは乏しかった²⁰。結局2010年度国防予算授権法案は、テロ容疑者の釈放やアメリカ本土移送によって生じる危険に関する報告

が大統領から連邦議会になされない限り、2010年いっぱいアメリカ本土でのテロ容疑者釈放と本土内刑務所への移送を禁じる条項が加えられた形で成立した²¹。

グアンタナモ収容所をめぐる状況は2010年に入っても同様に、1年以内閉鎖というオバマ大統領の方針は全く実現の見通しがなくまま棚上げされてしまった。民主党議員と政権の間の隙間風は相変わらずで、共和党議員に同調するものも現れた。また共和党議員によるテロ容疑者の本土移送反対はいつそう激しいものとなった。そしてグアンタナモにいる5人のテロ容疑者をニューヨークの連邦裁判所で審理する案が司法省から前年に示されていたこともあって、共和党議員たちは軍事法廷での審理をいつそう強く主張するようになった（ニューヨークの裁判所における審理に関しては、多方面から強い反対が出て、政府はその計画を引っ込めた）²²。2011年度国防予算授權法でも、グアンタナモのテロ容疑者のアメリカ本土での釈放禁止とアメリカ本土への移送制限が定められた²³。さらに2012年度国防予算授權法では、テロ容疑者は軍事法廷で裁かれるべきだという文言が盛り込まれた²⁴。

(3) 道義なきプラグマティズム？

さて、2009年から2010年にかけての、グアンタナモおよびそこに収容されているテロ容疑者をめぐる議論の本質は何だったのだろうか。当初は容疑者がアメリカ本土に移送されることによって生じる安全保障上の懸念が問題とされていたが、議論が進むにつれて、容疑者からの効果的な情報収集と憲法上認められている被疑者の権利保護の間で生じる矛盾に収斂されていったという。グアンタナモ収容所閉鎖反対派が通常の裁判所での審理ではなく軍事法廷の活用を強く主張するのもこの文脈に沿ったものである。通常の裁判所の審理では黙秘権等が認められて容疑者から十分に情報が得られない可能性があり、また拘留期間にも制限があることに加えて、機密情報の漏えいの懸念もあって、デメリットが大きいと閉鎖反対派はいう²⁵。

だが、効果的な情報収集か、容疑者の権利擁護か、という形で対立軸を整

理してしまっは、オバマ大統領の提起したアメリカの道徳性の回復という問題を矮小化させてしまう危険がある。確かにテロ容疑者個人の人権は重要な問題であるが、オバマ大統領は個々の容疑者の審理における手続的な合法性を超えて、ブッシュ政権が始めた対テロ戦争システム全体の道徳性に関する問題の一環として、グアンタナモ収容所（とそこに無期限拘留されているテロ容疑者）の問題を取り上げたのである。

けれども連邦議会においては、そのような観点からの議論はほとんどなされなかった。そして奇妙なことに、グアンタナモ収容所閉鎖問題の議論において、オバマ大統領が前面に出てくるのがほとんどなかったのである（社会保険改革に忙殺されてそれどころではなかったのかもしれないが）。世論の支持も強いとはいえ、議会共和党の強硬な反対に直面したオバマ大統領は、不本意ながらもプラグマティックな路線を歩まなければならなくなった²⁶。2011年に入って大統領は軍事法廷を再開させたが、これも手詰まりのままテロ容疑者を放置し続けるわけにはいかなかったオバマ大統領の苦境を示すものといえるだろう。すべてのテロ容疑者を軍事法廷で裁くべきか、軍事法廷と通常の刑事裁判の使い分けで行くべきかという論点は残るが、グアンタナモ収容所閉鎖問題は静かに後景に追いやられて、2012年の大統領選挙の際には、重要な争点としてもはや再浮上することはなかったのである²⁷。オバマ大統領が回復させようとしたアメリカの道徳性の問題を押しやり、道義なきプラグマティズムへと向かわせたもの、それを本稿では「日常生活リアリズム」と名付け、次節において、その内容について考察することにする。

5. 日常生活リアリズムと過防備国家の誕生

(1) リベラルの自信喪失と日常生活リアリズムの台頭

「日常生活リアリズム」とは何か。その特徴を説明する前に、リベラル、保守、国際政治学のリアリストにとってのポスト9.11の10年間をもう一度振り返ってみたい。リベラルにとってのポスト9.11の10年間は、テロの原

因となった反米主義への反省抜きにアメリカにおける市民的権利や自由が侵害された「対テロ戦争国家」誕生への道のりであり、アフガニスタンやイラクでの戦争は、ブッシュ政権とネオコンが勝手に始めた、いわば他人ごととしての戦争であった。一方保守にとってのこの10年間は、新たな脅威に適応した新しい戦争観を生み出すための10年で、この間アメリカ本土に対する本格的なテロ攻撃がなかったことからみても、全面的に肯定すべきものであった。国際政治学のリアリストは対テロ戦争もアメリカ外交の延長線上に位置づけて、9.11後の変化を過大視すべきでないと主張した。

ポスト9.11の10年に関して全く異なる三者三様の見方を紹介したわけだが、実は共通する特徴がある。それは内向き志向、ということである。リベラルが批判する市民的権利や自由の侵害は確かに重要な問題であるが、それはまずアメリカ市民の権利や自由についてであって、他国民の権利や自由の問題との関連は傍目からは見えにくい。中東における民主化イコール、アメリカへの支持とはいえないという彼らの指摘は当たっているかもしれないが、そのことは裏を返すと、アフガニスタンやイラクの戦争と同様に、「アラブの春」に対してもリベラルが他人ごと感を持っているような印象は否めない。一方保守の側でいえば、彼らが重視するのはあくまでもアメリカの安全第一であって、「アラブの春」に対してもアメリカの安全保障上の観点から評価しているにすぎない。そして国際政治学のリアリスト（つまり外交のプロ）はアメリカ外交における連続性を強調するあまり、単独主義や先制攻撃を強調するようになったアメリカに対する外部の懸念に鈍感になっているのである。

ではこの内向き志向という特徴を別の言葉で表現するとどうなるか。リベラル的信念の後退と日常生活リアリズムの台頭ということができる。ではリベラル的信念とは何かというと、人間の理性を信頼し、論理に基づく説得が常に可能だということである。平たくいえば「話せばわかる」ということだ。だが9.11という理不尽なテロ攻撃、その原因となった反米主義を目の前にして、敵対者に対しても「話せばわかる」のかどうか、リベラルは自信

を失ってしまった。これに代わって「話してもわからないやつはいる」「説得などという悠長なことをやっている間に次のテロが起こったらどうするのか」「話が通じないやつは問答無用で力で抑え込むべきだ」という日常生活リアリズムが9.11以後の10年間で台頭したのである。

日常生活リアリズムとは、一言でいえばなりふり構わない自己防衛をすべてに優先させる心情である。その背景にあるのは、いうまでもなくテロ行為によって生命や日々の生活が奪われることに対する恐怖感である。そしてテロの脅威というのは実際起こるまでは目に見えないものなので、その恐怖感を論理でぬぐい去るのは難しい。「今後絶対にテロが起きないと誰がいえるのか」「またテロにやられたらどうするんだ」という圧倒的な生活実感の前では、リベラル的な「まどろっこしさ」は説得力を失ってしまうのである。

(2) 過防備国家

いま述べた日常生活リアリズムが国家レベルに投影されると、愛国者法に象徴されるように、政府が必要だと思えば市民的権利や自由の制限が認められてしまう、対テロ政策遂行国家が誕生することになる。そして目に見えないテロの脅威に対処するためのシステムだから、どこまでが適切でどこからが行き過ぎかという線引きがあいまいとなり、政府による市民的権利や自由の制限がいくらかでも拡大することになりかねない。そのような国家をここでは「過防備国家」と名付けることにする²⁸。そして日常生活リアリズムの広がりとともに、多くのアメリカ国民は一般論としての市民的自由のこれ以上の侵害には好意的ではないものの、過防備国家のシンボルともいうべき愛国者法に対しては、必ずしも深く考えないまましかたがないと受け入れてしまっているように見える²⁹。加えて過防備国家の外交は、潜在的敵対国家の抑止という伝統的な外交戦略を超えて、見えないテロの脅威への対抗策が主軸となるため、見えない脅威感を共有できない国に対してアメリカの立場を理解してもらうために努力するよりは、そのような国を切り捨てる単独主義へと傾斜してしまう。そしてここでも自信を喪失したリベラルは、過防備国

家に対して有効な対立軸を提示できず、外部世界とのリベラル的信念の共有もうまくいかないのである³⁰。

おわりに—オバマの登場は早すぎたのか

さて、本稿の冒頭で掲げた9.11の後アメリカは変わったのか、変わったとすればどのように変わったのか、という問いに対してどう答えるか。それは見えないテロの脅威への対処を最優先させる過防備国家が誕生したことだと考える。そして理想主義的プラグマティズムの実践をめざすオバマ大統領であっても、この流れに抗うことは難しかった³¹。ではなぜ就任時にあれほど支持率が高かったオバマ大統領をもってしても、過防備国家と日常生活リアリズムの支配を止められないのか。この点は歴史がある程度まで説明してくれる。

20世紀のアメリカ大統領の系譜にはあるパターンが存在する。それは戦争で傷ついた10年間の次の10年間は安定志向の保守的大統領が就任しているというパターンである。第1次大戦後の1920年代はウォーレン・ハーディングとカルヴィン・クーリッジ、第2次大戦・朝鮮戦争を経た後の1950年代はドワイト・アイゼンハワー、ヴェトナム戦争での挫折に苦しむ1970年代に続く1980年代はロナルド・レーガンという具合である。改革派・進歩派の大統領はそういう時期には登場していない。第1次大戦が終わった後、ウッドロウ・ウィルソン大統領が提唱した国際連盟加盟が支持されなかったように、戦争で疲れた社会にとっては新たな改革は重荷なのである。このような歴史の教訓を踏まえると、アメリカの道徳性を回復するためのグアンタナモ収容所閉鎖、というようなオバマ大統領の主張は、アフガニスタンやイラクの戦争に疲れたアメリカ国民にとっては、心の琴線に触れにくいものなのかもしれない³²。そういう意味で、リベラルの視点で取り上げたデヴィッド・シプラーの「オバマは早すぎた」という感想は、けっこう的を射ているように筆者には思われる。

- ¹ “A Lost Decade”, *The Nation*, Vol. 293, No. 12 (September 19, 2011), p. 3.
- ² David Shieler, “Our Vanished Civil Liberties”, *The Nation*, Vol. 293, No. 12 (September 19, 2011), pp. 11–15
- ³ Pete Hamill, “The Changed World”, *The New Republic*, Vol. 242, No. 4928 (September 19, 2011), pp. 5–6.
- ⁴ Lawrence Kaplan, “A Curse, Nothing More”, *The New Republic*, Vol. 242, No. 4928 (September 19, 2011), p. 17.
- ⁵ フランシス・フクヤマ、渡部昇一訳『歴史の終わり』上・下（三笠書房、2005年）；ジョセフ・S・ナイ『ソフト・パワー』（日本経済新聞社、2004年）。フクヤマは、対抗するイデオロギー同士が対決し、それらが弁証法的に新たな思想へと進化していく過程、そしてその積み重ねが歴史だといっている。したがって、資本主義と社会主義のイデオロギー闘争が終了した結果、それに代わる新たなイデオロギー対決の見込みがなくなったことで、彼は（彼がいう意味での）歴史が終わったというのである。
- ⁶ 新たな歴史の始まりを主張する議論の例としては、Norman Podhoretz, “World War IV”, *Commentary*, Vol. 118, No. 2 (September 2004), pp. 17–54.
- ⁷ Lawrence Summers, “Upheaval on Campus”, *The New Republic*, Vol. 242, No. 4928 (September 19, 2011), p.19.
- ⁸ Abe Greenwald, “What We Got Right in the War on Terror”, *Commentary*, Vol. 132, No. 2 (September 2011), pp. 14–27.
- ⁹ 国家建設へのアメリカのコミットメントに消極的な議論を代表するものとして、Michael Mandelbaum, “Foreign Policy as Social Work”, *Foreign Affairs*, Vol. 75, No. 1 (January/February 1996).
- ¹⁰ 2001年10月25日の採決結果は、上院では98対1、下院では357対66という圧倒的多数で可決された。
- ¹¹ オサマ・ビン・ラディンの闘争宣言については以下を参照。Bernard Lewis, “License to Kill: Usama bin Ladin’s Declaration of Jihad”, *Foreign Affairs*, Vol. 78, No. 6 (November/December 1998). なおここであげられているアルカイダの反米姿勢の根拠とは、①聖地サウジアラビアへの米軍駐留、②湾岸戦争における対イラク残虐行為、③アメリカ中東政策の真の動機であるイスラエル擁護の3点である。
- ¹² テロ時代における脅威観の変化に関するブッシュ大統領の発言例としての2002年6月1日のウェストポイント演説、“President Bush Delivers Graduation Speech at West Point”, June 1, 2002, <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/06/20020601-3.html> (accessed on October 1, 2013).
- ¹³ Melvin P. Leffler, “9/11 in Retrospect”, *Foreign Affairs*, Vol. 90, No. 5 (September/October 2011), pp. 33–44.
- ¹⁴ “The National Security Strategy of the United States”, September 2002, <http://www.state.gov/documents/organization/63562.pdf> (accessed on October 1, 2013).
- ¹⁵ The White House, “Closure or Guantanamo Detention Facilities”, January 22, 2009, http://www.whitehouse.gov/the_press_office/ClosureOfGuantanamoDetentionFacilities/ (accessed on October 1, 2013); オバマ大統領によるグアンタナモ収容所閉鎖の行政命令の背景に関しては以下も参照。Keith Perine, “The Constraints on Detainment”, *CQ Weekly*, January 29, 2009, pp. 168–169.
- ¹⁶ タスクフォースの設置に関しては、The White House, “Executive Order-Review of Detention Policy Options”, January 22, 2009, http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Review_of_Detention_Policy_Options/ (accessed on October 1, 2013);

- 不法な尋問手法の禁止については、The White House, "Executive Order 13491-Ensuring Lawful Interrogations", January 22, 2009, http://www.whitehouse.gov/the_press_office/EnsuringLawfulInterrogations/ (accessed on October 1, 2013).
- ¹⁷ The White House, "Remarks by the President on National Security", May 21, 2009, http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-by-the-President-On-National-Security-5-21-09/ (accessed on October 1, 2013).
- ¹⁸ 多くの場合、公の場ではっきり言及することははばかれているようだが、高度な尋問手法にはもちろん拷問も含まれている。
- ¹⁹ グアantanamoにおける無期限拘留に関する議論に関しては以下を参照。Jack Goldsmith, "Long Term Detention and a U.S. National Security Court", in Benjamin Wittes ed., *Legislating the War on Terror: An Agenda for Reform*, (Brookings Institution Press, 2009), pp. 76–80; Salah H. Cleveland, "The Legal, Moral and National Security Consequence of 'Prolonged Detention'", Hearing on United States Senate Committee on Judiciary Subcommittee on the Constitution, June 9, 2009, <http://www.judiciary.senate.gov/pdf/09-06-09Clevelandtestimony.pdf> (accessed on October 1, 2013).
- ²⁰ Keith Perine, "Detainees' Future Tied Up in Policy", *CQ Weekly*, August 10, 2009, pp. 1892–1893.
- ²¹ *CQ Weekly*, January 4, 2010, p.37.
- ²² Frank Oliveri "Closure on Guantanamo Is Not Much Closer", *CQ Weekly*, May 10, 2010, 1079–1080; 5人のテロ容疑者のニューヨークでの審理案に関しては、Keith Perine, "Holder's Gamble: High-Stakes Trials", *CQ Weekly*, November 23, 2009, pp. 2696–2697.
- ²³ *CQ Weekly*, December 27, 2010, p. 2918.
- ²⁴ *CQ Weekly*, January 9, 2012, pp. 31–32.
- ²⁵ Tim Starks and Seth Stern, "The Void in the Middle of the War", *CQ Weekly*, March 21, 2011, pp. 622–629.
- ²⁶ ギャロップ社の2009年6月の世論調査によれば、グアantanamo収容所を閉鎖すべきだという人の割合は32%であるのに対して、反対の人の割合は65%。また自分の州の刑務所にグアantanamoのテロ容疑者が移送されてもいいと答えた人の割合は23%、反対の人の割合は73%であった。民主党支持者に限っても、収容所閉鎖賛成は53%、反対は42%と拮抗しており、世論の後押しは弱いといえる。<http://www.gallup.com/poll/119393/Americans-Oppose-Closing-Gitmo-Moving-Prisoners.aspx> (accessed on October 15, 2013).
- ²⁷ 軍事法廷と通常の刑事裁判の使い分けについては、証拠が明確で有罪が確実なものは通常の裁判で審理し、通常の裁判での有罪判決が難しいと思われるものを軍事法廷に回すのではないかという、ダブルスタンダード論ともいうべき批判もある。Starks and Stern, "The Void in the Middle of the War"を参照。
- ²⁸ 「過防備国家」という用語は筆者の造語であるが、この用語は、防犯カメラがあちこちに設置され、富裕層居住区においては住民以外の人間の出入りを厳しく規制するゲイテッド・コミュニティ (gated community) が出現するような、セキュリティを過剰に求める監視社会を論じた五十嵐太郎の著作にヒントを得ている。五十嵐太郎『過防備都市』(中公新書ラクレ、2004年)。
- ²⁹ ギャロップ社の世論調査によれば、9.11のショックから多少落ちついた2003年以降、市民的自由を犠牲にしても政府は必要なテロ対策をとるべきだという人と、これ以上の市民的自由の侵害のない範囲でのテロ対策をとるべきだという人の割合は、前者がおおよそ25～30%であるのに対して、後者はおおよそ65～70%だ

という。<http://www.gallup.com/poll/5263/Civil-Liberties.aspx> (accessed on October 15, 2013); だが愛国者法に対しては、2004年2月および2005年6月の調査では、行きすぎと答えた人がどちらの調査ともに30%弱に対して、適切あるいはまだ足りないと答えた人がどちらも60%強に上っている。ただし、愛国者法の内容の理解度別の調査では、理解度のレベルが上がるほど、行きすぎだと答える人の割合が増えている。2004年調査は、<http://www.gallup.com/poll/10858/Americans-Generally-Comfortable-Patriot-Act.aspx> (accessed on October 15, 2013)、2005年調査は、<http://www.gallup.com/poll/17392/Liberty-vs-Security-Public-Mixed-Patriot-Act.aspx> (accessed on October 15, 2013)。

³⁰ 日常生活リアリズムと過防備国家はグローバリズムとも関連があるように思われる。グローバリズムのもたらす最大の弊害は、格差拡大が世界のいたるところに広がることである。その際1%の支配者の側が恐れるのは、99%の側が国内においてもグローバルレベルにおいても連帯することである。日常生活リアリズムが支配する社会においては、個々の身の安全が最優先とされるために他人の安全は二の次とされ、国内での連帯が形成されにくくなる。そして日常生活リアリズムは外敵の存在を前提とするため、グローバルな連帯を阻害する方向にも作用する。さらに、日常生活リアリズムが想定する外敵の脅威は、テロの脅威のように目に見えにくいものであるため、陰謀論的にいえば、過防備国家がいくらかでも操作できることになる。したがって、過防備国家とそれを支える日常生活リアリズムは1%と99%の格差の固定化を補完するシステムということもできる。本来ならばベラルの側が、日常生活リアリズム（と過防備国家）とグローバリズムの連関について、陰謀論ではない形で因果関係を論証すべきなのだが、そのような分析は筆者の知る範囲ではまだ見当たらない。ただしグローバルレベルでの格差の問題を包括的に論じた好著としては、スーザン・ジョージ、荒井雅子訳『これは誰の危機か、未来は誰のものか』（岩波書店、2011年）がある。

³¹ 理想主義的プラグマティズムとは、理想主義的な目標を掲げたくうえで、それを実現するためのプラグマティックな方法を模索するというオバマ大統領の外交アプローチを筆者が論じたときに用いた用語である。湯浅成大「オバマ政権の誕生と2つの「チェンジ」、東京女子大学紀要『論集』、第60巻、第2号、2010年3月、207-234ページ、を参照。

³² それでも改革志向のオバマが大統領に当選してしまったということは、よほどブッシュ的なものに対して国民が愛想を尽かしていたということになるのだろう。では現在のオバマ大統領の苦悩と迷走をもたらしているものは何なのかという点、国民は新しい雰囲気求めたにもかかわらず、いざ具体的な方向転換に直面すると躊躇してしまうという、「総論賛成、各論反対」の表れだと筆者は考えている。

キーワード

9.11、テロとの戦い、グアンタナモ、日常生活リアリズム、過防備国家